

# ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jjiyuudouwakai.jp>  
E-mail: [dowakai@khaki.plala.or.jp](mailto:dowakai@khaki.plala.or.jp)

## 第181号

発行所 自由同和会中央本部  
〒102 東京都千代田区  
-0093 平河町2-3-2  
TEL 03-5275-3641  
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年4回 (6・9・12・3月)

定価 1部500円 (送料別)  
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店  
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局  
平河秀樹

### 第22回全国大会を開催

### 上田福岡県本部会長が中央本部会長に就任

中央本部では、第22回の全国大会を5月24日午後2時から、自由民主党本部8F大ホールに、来賓を含めて750名を集め開催した。

司会を東京都本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田藤兵衛副会長が述べた。

会長あいさつで茗荷完二会長は、「高齢で体調も万全ではなく職務を果たすことができないので中央本部の会長職を辞任することにしました」と、辞任



信任された新三役 (左から上田副会長、上田会長、川上副会長、杉本副会長、平河事務局長)

の理由を述べ、「人権擁護法案」の一日も早い成立を期待したいと、新執行部に後を託した。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して、与党人権問題等に関する懇話会のメンバーである岩永峯一・衆議院議員、(財)人権教育啓発推進センターの宮崎繁樹・顧問、全国同和教育研究協議会の須藤訓行・副委員長、にあいさつをいただいた。

全国隣保館連絡協議会については、行事が重なったために出席できず、メッセージが寄せられたので披露した。

次に、出席いただいた自民党の衆・参国議員ご本人様に限って紹介した。その後、祝電の一部を披露し、今年の夏に予定されている第21回参議院議員選挙の比例区での候補者の上野公成さんに推薦證を手渡し、開会行事を終え記念講演に移った。

記念講演は、(財)奈良人権・部落解放研究所の寺澤亮一理事長が、「運動団体に求めるもの」とのテーマで、運動団体のあるべき姿や方向性が示唆された。議事では、議長に川上高幸組織委員長と堀田乃武美教育啓発委員長が就き、第1号議案の平成18年度事業報告及び同決算報告については、山口勝広事務局次長が一括提案し、承認された。第2号議案の平成19・20・21年度の役員選出については、阪本孝義役員選

今号の内容	
全国大会関係	1 P
来賓祝辞	2 P
来賓出席者	2・3 P
祝電	3 P
平成19年度運動方針	4・5・6 P
大会アピール	7 P
新聞切り抜き	8 P

考委員長が、4月に開催された中央本部理事会で役員選考委員会での話し合いによる一本化ができず、出席している理事全員での選挙になり、福岡県本部の上田卓雄会長が選ばれた経緯を報告するとともに、役員案を提案し、承認された。

第3号議案の平成19年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹事務局次長が一括提案し、承認された。

第4号議案の大会アピール案については、荒川恵美子女性部長が朗読提案し、承認された。

第5号議案では、中央本部事務局の提案で、茗荷完二中央本部会長が、「他は他としてお互いに助け合う思いやりの心」と、水平社宣言を心に留めておいてもらいたいとお別れのことを述べた。

以上で大会議事を終え、閉会行事に移り、閉会の辞を川上高幸副会長が行い、第22回全国大会を終えた。

平成19・20・21年度役員

- 会長 上田 卓雄 (新)
- 副会長 上田 藤兵衛 (再)
- ” 橋本 敏春 (再)
- ” 杉田 建男 (再)
- ” 川上 高幸 (新)
- 事務局長 平河 秀樹 (再)
- ” 山口 勝広 (再)
- ” 次長 阪本 孝義 (再)
- 総務委員長 藤本 周一 (新)
- 組織委員長 堀田乃武美 (再)
- 教育啓発委員長 天野二三男 (再)
- 産業就労委員長 平河 秀樹 (新)
- 人権侵害委員長 荒川 恵美子 (再)
- 女性部長 上田 信輝 (再)
- 青年部長 上田 信輝 (再)

来賓祝辞(要旨)



与党・人権問題等に関する懇話会メンバー 岩永 峯一 衆議院議員

わが国を人権実現社会にするための一歩として、「人権擁護法案」の成立に努められてきた歴代の自民党の人権問題等調査会長と、衆・参の議員の同志とともに、成立に向けて必死に取り組み、あらためて一日も早い成立を図ることを、皆さんにお誓い申し上げます。



財人権教育啓発推進センター 宮崎 繁樹 顧問

一部に現在の憲法は人権を擁護しすぎているので義務を強調すべきだとする意見がありますが、これは人権というものを十分に理解していないもので、すべての人が人間らしく平等に生き活きと生きていける社会に、一歩も二歩も近づけるためにも「人権擁護法案」の成立は不可欠。



全国同和教育研究協議会 須藤 訓行 副委員長

自由同和会の封筒には、憲法第14条が英語で表記されており、それを見るたびにある種の感動を覚えます。憲法が公布されて今年が60年になり、改正論議がされておりますが、改正理由で3番目に多かったのが「日本では、今、人権が守られすぎています」と記憶しております。はたしてそうなのかと疑問を持つ。人権を確立するためにも、第14条を絶対に後退させてはいけません。

来賓出席者

衆議院議員(本人)

- あべ俊子(岡山3)▽今村雅弘(佐賀2)▽岩永峯一(滋賀4)▽衛藤征士郎(大分2)▽河本三郎(兵庫12)▽櫻田義孝(千葉8)▽塩野 立(静岡8)▽清水鴻一郎(比近畿)▽竹本直一(大阪15)▽竹田良太(福岡11)▽西本勝子(比四国)▽萩原誠司(比中国)▽広津素子(比九州)▽福岡資麿(佐賀1)▽藤井勇治(比近畿)▽松岡利勝(熊本3)▽山本ともひろ(比近畿)

参議院議員(本人)

- 坂本由紀子(静岡)▽竹山 裕(静岡)▽中川雅治(東京)▽吉田博美(長野)

その他

- (財)人権教育啓発推進センター 顧問 宮崎繁樹 副委員長 須藤訓行
- 全国同和教育研究協議会 副委員長 須藤訓行

衆議院議員(代理)

- 赤沢亮正(鳥取2)▽麻生太郎(福岡8)▽井澤京子(比近畿)▽井上信治(東京25)▽伊吹文明(京都1)▽石田真敏(和歌山2)▽石破 茂(鳥取1)▽岩屋 毅(大分3)▽宇野 治(比近畿)▽上野賢一郎(滋賀1)▽小川友一(東京21)▽小此木八郎(神奈川3)▽大野功統(香川3)▽大前繁雄(兵庫7)▽大村秀章(愛知13)▽岡山信子(大阪17)▽奥野信亮(奈良)

- 3)▽加藤勝信(比中国)▽鍵田忠兵衛(比近畿)▽金子善次郎(比北関東)▽金子恭之(熊本5)▽川条志嘉(大阪2)▽木原 稔(比九州)▽木村太郎(青森4)▽木村隆秀(愛知5)▽木村 勉(東京15)▽木村義雄(香川2)▽北川知克(大阪12)▽後藤田正純(徳島3)▽笹川 堯(群馬2)▽杉浦正健(愛知12)▽鈴木淳司(愛知7)▽鈴木恒夫(神奈川7)▽関 芳弘(兵庫3)▽田中和徳(神奈川10)▽田村憲久(三重4)▽平 将明(東京4)▽高市早苗(奈良2)▽高木 毅(福井3)▽竹下 亘(島根2)▽棚橋泰文(岐阜2)▽谷川弥一(長崎3)▽谷本龍哉(和歌山1)▽寺田 稔(広島5)▽とかしきなおみ(大阪7)▽戸井田徹(兵庫11)▽富田 勉(比九州)▽中川泰宏(京都4)▽中谷 元(高知2)▽中山泰秀(大阪4)▽二階俊博(和歌山3)▽西川公也(比北関東)▽西村康稔(兵庫9)▽額賀福志郎(茨城2)▽野田聖子(岐阜1)▽野田 毅(熊本2)▽橋本 岳(比中国)▽鳩山邦夫(福岡6)▽林田 彪(比九州)▽平井たくや(香川1)▽平田耕一(比東海)▽福井 照(高知1)▽福田良彦(山口2)▽保利耕輔(佐賀3)▽牧原秀樹(比北関東)▽松浪健太(大阪10)▽三ツ林隆志(埼玉14)▽宮沢洋一(広島7)▽宮下一郎(長野5)▽武藤容治(岐阜3)▽村田吉隆(岡山5)▽茂木敏充(栃木5)▽谷津義男(群馬3)▽山際大志郎(神奈川18)▽山口俊一(徳島2)▽山口泰明(埼玉10)▽山本公一(愛媛4)▽山本幸三(比九州)

参議院議員(代理)

市川一朗(宮城)▽岩永浩美(佐賀)  
 ▽魚住汎英(比例)▽大野つや子(岐  
 阜)▽岡田 広(茨城)▽加治屋義人  
 (鹿児島)▽景山俊太郎(島根)▽川合  
 常則(富山)▽神取 忍(比例)▽木村  
 仁(熊本)▽岸 信夫(山口)▽小池正  
 勝(徳島)▽小林 温(神奈川)▽椎名  
 一保(千葉)▽陣内孝雄(佐賀)▽鈴木  
 政二(愛知)▽関谷勝嗣(愛媛)▽田村  
 公平(高知)▽田村耕太郎(鳥取)▽伊  
 達忠一(北海道)▽谷川秀善(大阪)▽  
 常田享詳(鳥取)▽中村博彦(比例)▽  
 三浦一水(熊本)▽溝手顕正(広島)▽  
 山内俊夫(香川)▽山崎正昭(福井)▽  
 山下英利(滋賀)▽山内俊夫(群馬)▽  
 山本順三(愛媛)▽吉村剛太郎(福岡)  
 ▽若林正俊(長野)

祝電

衆議院議員

井澤京子▽今井 宏▽井脇ノブ子  
 ▽伊吹文明▽大塚高司▽木村隆秀▽  
 櫻田義孝▽鈴木淳司▽清水鴻一郎▽  
 竹本直一▽谷本龍哉▽中馬弘毅▽と  
 かしきなおみ▽二階俊博▽野田聖子  
 ▽原田憲治▽松浪健四郎▽柳本卓治  
 ▽山本ともひろ

参議院議員

秋元 司▽北川イツセイ▽小泉顕  
 雄▽谷川秀善▽鈴木政二▽鶴保庸介  
 ▽西田吉宏▽二之湯智

その他

法務省人権擁護局

人権啓発課長 若井伸一

全国隣保館連絡協議会

会長 中尾由喜雄

元衆議院議員

野中広務

前衆議院議員

左藤 章

大阪府関係

知事 太田房江▽府政策企画部人  
 権室長 小谷俊秀

府議会議員

朝倉秀実▽岩木 均▽川合通夫▽  
 北川法夫▽東 徹▽松井一郎

大阪市長 關 淳一▽同市議会議  
 員 新田 孝▽堺市長 木原敬介▽  
 同市議會議員

西村昭三▽平田たかあき▽馬場伸  
 幸▽

阪南市長 岩室敏和▽枚方市長  
 中司 宏▽泉大津市長 神谷 昇▽  
 四條畷市長 田中夏木▽大阪狭山市  
 長 吉田友好▽河内長野市長 橋上  
 義孝▽和泉市長 井坂善行▽大東市  
 長 岡本日出土▽吹田市長 阪口善  
 雄▽泉南市長 向井通彦▽藤井寺市  
 長 國下和男▽門真市長 園部一  
 成▽守口市長 喜多洋三▽柏原市  
 長 岡本泰明▽東大阪市人権文化部  
 長 川口誠司▽箕面市長 藤沢純一  
 ▽交野市長 中田仁公▽岸和田市長  
 野口 聖▽羽曳野市長 北川 嗣雄  
 ▽豊中市長 浅利敬一郎▽寝屋川市  
 長 馬場好弘▽高石市長 阪口伸六  
 ▽富田林市長 多田利喜▽松原市長  
 中野孝則▽岬町長 石田正弘▽田尻  
 町長 水野和夫▽忠岡町長 和田吉  
 衛▽太子町長 吉村久平▽河南町長

武田勝玄▽千早赤阪村長 松本昌親  
 京都府関係  
 知事 山田啓二

府議會議員

明田 功▽奥田敏晴▽近藤永太郎  
 ▽菅谷寛志▽坪内正一

京都市長

梶本頼兼

同市議會議員

小林正明▽田中七ツ子▽富きくお  
 ▽巻野 渡

八幡市長

牟田勝弥▽亀岡市長  
 栗山正隆▽木津川市長 川合規子▽  
 南丹市長 佐々木稔納▽長岡京市長  
 小田 豊▽宮津市長 井上正嗣▽向  
 日市長 久嶋 務▽宇治市長 久保  
 田勇▽綾部市長 四方八洲男▽福知  
 山市長 高日音彦▽城陽市長 橋本  
 昭男▽京田辺市長 石井明三▽京丹  
 後市長 中山 泰▽精華町長 木村  
 要▽与謝野町長 太田貴美▽笠置町  
 長 中西 巖▽和束町長 堀 忠雄  
 ▽伊根町長 吉本秀樹▽九度山町長  
 岡本 章▽熊取町長 上垣正純▽京  
 丹波町長 松原茂樹▽久御山町長  
 坂本信夫▽大山崎町長 真鍋宗平▽  
 宇治田原町長 奥田光治▽南山城村  
 長 橋本洋一

和歌山県関係

知事 仁坂吉伸▽県議會議長 中  
 村裕一▽県教育長 山口裕市▽県人  
 権啓発センター理事長 津田 幸  
 和歌山市長 大橋健一▽同市議會  
 議長 北野 均▽同教育長 空 光  
 昭▽同健康福祉局長 有本正博▽同  
 市民環境局長 岩橋秀幸▽同市民活  
 動推進部人権同和施策課長 神崎

英▽有田市長 玉置三夫▽田辺市長  
 真砂充敏▽有田市長 玉置三夫▽上  
 富田町長 小出隆道▽湯浅町長 伏  
 木 建▽高野町長 後藤太栄▽印南  
 町長 久保井始▽白浜町長 立谷誠  
 一▽みなべ町長 山田五良▽北山村  
 長 奥田 貢

岐阜県関係  
 知事 吉田 肇▽県教育長 松川  
 禮子▽県環境生活部長 高田幸三▽  
 県商工会連合会長 青木良裕

岐阜市長 細江茂光▽関市長 後  
 藤昭夫▽養老町長 稲葉貞二▽垂井  
 町長 中川満也▽十六銀行頭取 小  
 島伸夫▽大垣共立銀行頭取 土屋  
 嶋▽岐阜銀行頭取 所 裕▽岐阜  
 信用金庫理事長 小川二郎▽大垣信  
 用金庫理事長 西脇史雄

愛知県関係  
 県民生活部人権同和監 島崎利男  
 ▽津島市長 伊藤文郎▽知立市長  
 本多正幸▽甚目寺町長 村上浩司

静岡県関係  
 知事 石川嘉延

長野県関係  
 小諸市長 芹澤 勤

福岡県関係  
 築上町長 新川久三

熊本県関係  
 嘉島町長 荒木泰臣▽同教育長  
 六嘉 晋

## 平成19年運動方針

はじめに

昨年の通常国会では「人権擁護法案」を国会へ提出するため、関係要路に強く働き掛けをおこなったが、自民党内の手續きを始めることができず見送り、安倍政権に委ねることになった。

しかし、「人権擁護法案」の反対派の筆頭である安倍総理は、自民党の「人権問題等調査会」の会長を兼任せず、法案修正の審議をも封印する姑息な手段を講じてきたことで、自民党内の審議は止まっているが、本年7月に実施される参議院議員選挙後には、内閣の改造と自民党役員の入替えが行われるであろうことから、その機会を最大限に活用して自民党内での法案修正の審議を進め、成立を図っていく。

「人権擁護法案」は、同和問題の完全解決には必要不可欠であることから、僅かでも成立の可能性があれば、諦めずに成立を求めていく。

その他として、男女共同参画社会基本法により、都道府県には国と同様に男女共同参画社会を促進するための基本計画の策定が義務付けられているため、すべての都道府県で策定されている。しかし、市町村については努力義務になっているため、策定している市町村がまだまだ少ないのが現状であることから、策定していない市町村に策定を求めていく。

特に、四国と九州での策定が少ないので強く策定を求めていく。

また、障害者基本法が平成16年6月に改正され、障害者計画が都道府県は努力義務から義務に、本年の4月からは市町村も障害者計画が義務付けられるので、策定していない市町村については、国の市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業を活用しながら、数値目標を掲げた基本計画の策定を求めていく。

### 1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者や障害者が自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーを中心に「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みをも展開し、ノーマライゼーションを達成する。

地域の拠点になる隣保館については、バリアフリー化への改修費補助があるので積極的に活用していく。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合し

た新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、昨年の通常国会で成立し、昨年の12月から施行されているので、この「バリアフリー新法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、定期借地権なども考慮しつつ、払い下げも視野に入れ検討し、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、空き家をなくしていくよう市町村に要求していく。

批判の対称になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ暫時見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

また、政府の三位一体の改革から、地域の拠点である隣保館の運営費や施設整備費も削減されていく可能性も否定できないことから、隣保館の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に果たす役割の大きさを訴え、削減ではなく、拡充を厚生労働省に求めていくとともに、地方

公共団体へも隣保館の活性化を求めていく。

### 2. 産業基盤の確立と就労対策

同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているため、公共事業が年々減少していくこのような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人需要が非常に高くなっているため、資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットなどを活用して販路の拡大を図る。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっていたので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率(常用労働者が56人以上の民間企業は1.8%)を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、基本計画も策定実施されているので、この法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

奨学資金を扱う日本育英会の独立行政法人化で、名称が日本学生支援機構になり、大学はそのまま日本学生支援機構が取り扱い、高等学校の奨学資金は都道府県に移管された。私どもの運動で創設された奨学資金は学力要件がなく誰もが貸与される制度であったが、残念ではあるが三位一体の改革から廃止になり、都道府県が一般対策として継続していくことになった。一般対策に移行するに当たっては学力要件を撤廃するよう都道府県を指導するように文部科学省に要請していたが、都道府県の財政状況によっては学力要件が残っていることも考えられるので、残っている場合には条件としないよう都道府県に要請していくとともに、これを機会に専門学校についても、対象に

加えるよう要請していく。

また、すべての学校がバリアフリー化され、車イスでも通学できるよう、文部科学省に促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の差別言動が少なからず発生していることから、教師に対する人権研修の徹底をも求めていく。

今後、小・中学校では、地域に開かれた学校を目指すとして、学校評議員制度など保護者が学校運営に直接関与できるようにするので、積極的に関与していく。

昨年1月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第2次とりまとめ)が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていく。

特に、カリキュラムには、最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

同和教育・人権教育と啓発事業は環境改善とともに、同和教育の解決に大きな成果をもたらしたといっても過言ではないであろう。

結婚差別にみられるように、差別や偏見で不幸な事態になることは大幅に減少してきた。このことは、教育・啓発に担うところが大きく、昭和47年に中学の社会科の教科書に記載され、本格的に同和教育が導入された結果でもある。

しかし、この授業を受けてきた世代を同和教育第一世代とし、その同和教育第一世代のこどもを同和教育第

二世代とすれば、この同和教育第二世代が同和教育と結婚する場合の親(同和教育第一世代)の態度が、ほんとうの意味での同和教育の成果が問われることになるし、同和教育の解決がより一層進むのか、このままの状態が続くのかを占うことになる。

その時期が同和教育解決のターニングポイントになり、目前にきていることから、結果によつては、これまでの内容を見直すなど人権教育啓発の一層の充実が求められる。

また、導入することに賛否が分かっている学校選択制度については、解決しつつある同和教育を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

4. 人権侵害の処理

及び被害者の救済

人権侵害の処理及び被害者の救済については、私も自由同和会が求めていた、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を含む「人権擁護法案」が必要不可欠であるので、再出発を図り、是非でも成立を図らなければならない。

「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持

ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

また、最近、一部運動団体が部落地名総鑑を発見したと騒いでいるが、高度に発展しているインターネット社会と、同和対策事業で対象地域が以前の面影を残さないほど環境整備が図られた地域、まして混住化が進んだ地域の現状を勘案すれば、部落地名総鑑の持つ意味が以前ほど重大ではなく、当然、取扱についても違いが出てくると思われる。

同和対策事業が実施される前の劣悪な環境では、対象地域を知られば差別の助長に繋がったが、現在の対象地域を見ても差別心は芽生えないであろう。

なおかつ、同和問題を少し勉強すれば対象地域には隣保館や改良住宅が建設されていることが分かり、インターネットで県や市町村のホームページで隣保館や改良住宅を検索すれば、対象地域の所在はすぐに判明するし、航空写真や衛星写真で対象地域全体を観ることもできる。

対象地域に入れば、同和問題を解決するための看板やポスターが目につくし、人権週間になれば隣保館などに垂れ幕や横断幕などが掲げられ、これが対象地域ですよと知らせている。

また、隣保館が行っている交流事業に参加する人達もすべて知ることになる。

名総鑑を発見しても、差別の助長になると大騒ぎするのではなく、淡々と処理すればいいことで、未だに差別があることの根拠にすることは差別の現状を見誤る危険な所業といわざるを得ない。

対象地域に住む人達を差別しようとする悪意を持った確信的な人は絶対になくならない。そのような人が部落地名総鑑を作成してインターネットに流すなど悪用した場合には、毅然として対処することは当然であるが、今や混住化が進み半数は関係者以外の人達であることを広報することのほうが部落地名総鑑を無意味にする近道ではないだろうか。

部落地名総鑑を作成し悪用することができにくくなる4つの追い風が吹き始めた。その①は、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が昨年成立し、差別に繋がる調査ができなくなったこと。その②は、「戸籍法」の改正案が閣議決定されたので、国会で成立すれば戸籍を取得することに、身元確認や取得するための正当な理由など制限されることになること。その③は、「住民基本台帳法」の改正が閣議決定されたので、これも今国会で成立すれば、住民票の取得は家族に限定され、それ以外の弁護士などの場合は正当な理由と本人確認の義務が生じることなどである。その④は、インターネットの「プロバイダー制責任法」のガイドラインが改められ、名誉毀損やプライバシー

侵害、著作権侵害、商標権侵害などの権利侵害については、これまでより発信者の氏名、住所、電子メールアドレス、情報発信時のIPアドレスなどの情報が開示しやすくなった。これでも万全とは言えないが、前記したように部落地名総鑑の価値がなくなってきたことを考え合わせれば、減少していくものと考えられる。

インターネットのある掲示板で、「今どき、差別されて得になることはあっても、差別して得になることはなにもない」と書き込みがあったが、正鵠を射ていると思われる。

さいごに

これまでは、差別する側にすべて責任を被せ、差別される側には何も責任はないのだとする論理が罷り通ってきたために、差別される側の問題を取上げて意識の変革をしようとする、融和主義だと批判された。

運動に参加する人間にとって、融和主義と言われることは最大の屈辱であるという雰囲気、声を大にするのができなかつた一つの大きな要因であり、今回の様々な不祥事を生んだ一つの土壌である。

また、言葉尻を捉え「差別だ」と言われると、思考停止になり、反論しないことも運動体の横暴を許してきた大きな要因でもある。

昨今の同和団体役員や選考採用された市の職員による不祥事の続出によ

り、同和団体への嫌悪感が一気に深まるとともに、逆差別が蔓延し始めている。このことは、これまでの運動の成果を踏みにじる由々しき問題である。

このことを対岸の火事にせず、運動にかかわるすべての人が反省すべき事案であり、己を見つめ直し、傲慢になつてはいないか、特権意識を持つていないか、特別待遇を望んでいないか、不正行為はしていないか、社会人として恥ずべき行為はしていないか、などを常に己に問い、地域の代表として活動していることを忘れてはならない。

これからの運動は、行政依存の体質から脱皮し、借りたものは返し、支払う義務があるものは支払うなど、これまでのような横暴・横着は許されない。

本気で差別を解消していくには、差別される要因がわれわれにあるのなら改善していく努力が求められる。

そして、自分が住む地域では、どのような差別・格差（結婚差別、就職差別、土地の価格、差別落書き、差別投書、差別書き込み、環境改善、所得、就労形態、失業率、生活保護率、学力と就学、など）が現存するのかを主観ではなく客観的に、かつ、正確に把握して、その問題の是正を図るために、各支部それぞれの方針で運動を展開する、細分化された活動が必要になつてくる。



## 大会アピール

このところ、同和対策の名の下に同和団体と癒着し、様々な特権を認めてきた行政の不正行為が暴露され始めている。

以前から言われていたことだが、改めて、まさしく同和対策ではなく同和団体対策であったことを思い知らされる事件が相次いでいる。

本来、同和問題が解決されてきたことで施策を見直し、是正していくことが行政の役割のはずであるにもかかわらず、まったく見直すこともせず、特権を認め続けてきた行政の怠慢と責任は重いが、そのことに胡坐をかいてきた同和団体と地域住民にも重大な責任がある。

このことで、より一層同和団体への嫌悪感が増幅され、部落差別が再生産されてきている。

まじめに活動している私どもや地域住民にとってはいい迷惑なことで、部落差別をなくすための団体が、逆に差別を増やす結果になっていることについては猛省を促したい。

同和問題が解決されつつあることで、タブー化されてきた同和問題に関するマイナスの事件でも報道される状況になってきていることに気づくべきであり、情報公開制度が進む中、同和団体役員の不祥事や逆差別を醸成する特別対策を是正しなければ、これまで以上に報道されることを覚悟しておくべきである。

行政は、革新的な団体は特に理不尽な要求をするものであることを念頭に置き、その要求が同和問題の解決に繋がるのかどうかを見極めて、過保護になり自立を阻害し、差別解消とは逆行することになると判断する場合は毅然とした態度で臨むことが求められる。

それは、団体要求の無責任な許諾は一層の逆差別を生み、部落差別が再生産されるからである。

今回不祥事を起こした中心的な団体では、組織内外のエセ同和行為を許さない体制づくりと称して、中央本部と各都府県連に対策本部を設置するらしいが、エセ同和行為だけではなく、今後の同和問題の抜本的解決への鍵を握ることになるであろう、揚げ足を取り自由な論議を妨げる運動のあり方や行き過ぎた同和対策の特別対策の是正と会員の社会的義務を果たすためのモラルの向上にも努めてもらいたい。

同和団体の存在が差別を生む最大の元凶にならぬよう、われわれは、団体を存続させるための運動ではなく、部落差別をなくすための運動に組織の総力を上げて展開することを宣言する。

2007年5月24日

自由同和会  
第22回全国大会

# 障害児 希望学校へ全入

## 東松山市 来年度 介助員 施設整備

埼玉県東松山市は30日、心身にハンデを持つ子どもたちの入学や進路について指導するため教育委員会に設置されている「就学支援(指導)委員会」を廃止し、2008年度から本人や保護者が希望する学校へ全員入学させる方針を決めた。31日の市教委の議決を経て6月の定例市議会で正式決定する。支援委員は、各都道府県教委と市町村教委が文部科学省の局長通知などに従って設置しており、廃止は全国で初めて。

することにした。7月にもら助言する。市は、介助員保護者と有識者による「就学の雇用や施設整備のための学相談調整会議」(仮称)を新設。同会議は子どもや保護者らに専門的な立場から児童・生徒の入学を決めるために、教育や医療、児童福祉などの専門家や構成。障害の程度などから小中校や養護学級、養護学校に排除すべきではないとしている。その意味で意義深い決断だ」としている。

### 改正児童虐待防止法が成立

児童虐待の疑いがある場合、児童相談所が自宅などに強制的に立ち入る権限を付与することなどを盛り込んだ改正児童虐待防止法が、25日午前の参院本会議で全会一致で可決、成立した。超党派の議員立法で、2008年4月から施行される。

改正法は、①虐待の恐れがある場合、都道府県知事が親に出頭を要求する制度を創設②出頭を拒否した場合、裁判所の令状に基づき、

### 改正戸籍法が成立

改正法は、①虐待の恐れがある場合、都道府県知事が親に出頭を要求する制度を創設②出頭を拒否した場合、裁判所の令状に基づき、

改正法は、①虐待の恐れがある場合、都道府県知事が親に出頭を要求する制度を創設②出頭を拒否した場合、裁判所の令状に基づき、

5月31日 読売新聞

4月28日 朝日新聞(夕)

5月25日 読売新聞(夕)

### ◆住基台帳法改正案を決定

政府は9日午前の閣議で、住民票の写しの交付を請求できる場合を限定する住基基本台帳法改正案を決定した。現行制度ではだれでも請求できるが、新制度では①本人や家族②国、自治体の機関からの請求の場合と、それ以外は「住民票の記載事項を確認することに正当な理由がある場合」に限って請求できるよう改める。

また、交付請求や、転出入届などの届け出に際し、「なりすまし」を防ぐため、本人確認の手続きを市区町村などに義務づける。

3月9日 読売新聞(夕)

### ネット掲示板、実名中傷放置 管理人を書類送検

大阪府警

インターネットの掲示板に書き込まれた女子中学生(13)に対する実名中傷を放置したとして、大阪府警南署は27日、掲示板を管理する大阪市内の材木卸会社社員の男(26)を名誉棄損ほう助の疑いで書類送検したと発表した。書き込んだのは、小学校時代に同じ塾に通っていた別の私立中学校の女子生徒(13)で、同署はこの生徒を名誉棄損の非行事実で児童相談所に通告した。府警によると、掲示板での個人名を挙げた中傷を巡っては、民事訴訟は多数提訴されているが、管理人を立件したのは全国的に例がない。

府警によると、中傷が書き込まれたのは「学校裏サイト」などと呼ばれる掲示板。昨年8月20日ごろ、大阪市内の私立中学校に関する話題を在校生らが自由に書き込む欄に、当時1年生の女子生徒について「うざい」「ブス」などと中傷する内容が書き込まれた。友人から知らされて女子生徒が気付き、母親が掲示板のプロバイダーにメールで削除を要請したが、プロバイダーは「掲示板の管理人に言ってほしい」と回答。改めて管理人にメールなどで要求したが、応じてもらえず府警に相談した。【小林祥晃】

4月27日 毎日新聞(夕)

### 4公的機関に勧告 障害者雇用率未達成

厚生労働省は30日、障害者雇用促進法で義務づけられた障害者の法定雇用率達成に向けた採用計画の実施が不十分として、警視庁や東京消防庁など四つの公的機関に適正な実施を求める勧告を出した。警視庁への勧告は4年連続。

3月31日 朝日新聞

### 障害者雇用ユニクロ1位

従業員五千人以上の企業のうち障害者雇用率(昨年六月現在)のトップはユニクロ(七・四二%)だったことが二十六日、厚生労働省のまとめでわかった。次いで日本マクドナルド(二・九四%)、しまむら(二・八三%)、すかいらーく(二・八二%)の順だった。

4月27日 日本経済新聞